

福島第1原発ALPS処理水の取り扱いに関する福島県旅連提言書

令和二年四月六日

福島県旅館ホテル生活衛生同業組合
理事長 小井戸英典

わたしたち福島県内の旅館ホテル業界は、平成二十三年の原発事故に起因する放射能拡散の実害により、いまだに大きな経済的なダメージを受けていることはご理解をいただいているかと存じます。これは、実態がない事象を感情的に忌み嫌うことから発生する「風評被害」などでは断じてごさいません。放射能という人体に害のある物質が空気中に拡散し土壌などに蓄積した物理的事象に怯え忌避する人間の本能に由来するものであると我々は当初より考えています。

致死量に満たない毒入りリンゴだから食べても安心だと言われても、食指が動く者はほぼ居ないであろうことは、容易に想像が出来るでしょう。その安心の度合いは毒の希釈の濃淡で増減するのでしょうかけれども、どれだけ希釈しても不安をゼロに至らしめることが容易ではないことは、今の福島の現実が証明しています。福島県の旅館ホテル業界は、いまだに物理的要因による経済的な損害を受け続けている被害者であると認識いただけるよう冒頭をお願い申し上げます。

次に、当初は公表されていなかった多核種除去設備等処理水（以下、処理水という）の約8割にトリチウム以外の放射性物質が残存していた問題についてです。この事実が積極的に公表されていなかったことは、福島県民はもとより、国民全体の期待を裏切るものであると強く抗議するところです。しかしながら、このことで当組合として態度をことさら硬化させることは今後の対策実施に大きな影響を与えかねないこと、また、その残存の理由について、当初は敷地境界における被曝線量を下げることが重視した結果であったことなどの理由により、今後最終処分される全ての処理水については、トリチウム以外の放射性物質の告示濃度以下への浄化を確実に実行することを約していただくことで、問題視の対象から外したいと考えます。

ところで、処理水に残存するトリチウムについて、他の核種と同等のレベルまで除去するよう要請するべきとの意見も組合内に存在します。我々は科学知見の専門家ではないので具体的な反論は出来ませんが、これについては令和二年二月一〇日付け「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会報告書（以下、報告書という）」に記載された「トリチウム(同位体)の分離技術について」の内容を信頼するのであれば、完全に分離することは困難であるとのことです。また、同報告書にある「国内外の原子力施設からのトリチウムの年間放出量について」を見る限り、既に諸外国では相当量のトリチウムが輩出されているという既成事実から推察すると、残存していても一定の安全は担保されているものと思慮できることなどの理由により、報告書に記載の数値等に齟齬がないことを前提として、トリチウム残存のままでの処理を肯定するものいたします。

さて、報告書にある処理水の最終処分案の概要を見る限り、いずれの案も多かれ少なかれ旅館ホテル業界を含む観光業へ直接影響を与えると記述されているようでございます。そしてその処分とは、最終処分される場所が地中であるか海洋であるか或いは空中であるかの違いがあるだけで、いずれにしる福島県内に放出または投棄することを結果として想定しているようでございます。

そうであるならば、その処理水にはトリチウムなどの放射性物質が含まれていることは虚構ではなく事実であることから、この処理をする期間にもたらされる消費の落ち込みによって受ける旅館ホテルの損失は、風評被害ではなく故意の加害行為による損害であると我々は認識するところです。国はこの事実を認め、不法であるか否かを争うことを放棄し、妥当な範囲の損害を被る旅館ホテルに対する損失の補填などの措置を速やかに且つ処理水の処分が終了するまでの全期間にわたって講じることを求めるものです。この件に関し、個別の争いに持ち込まれた場合は体力のない事業所にとって事実上の破産命令となりかねません。前例のない思いきった対処を切に願うものでございます。

この方針が定められることを期待したうえで処理水の具体的な処分方法についての意見を述べさせていただきます。

原子力発電の事故による観光等への被害が収束していない福島県内の状況下で、さらに放射能を撒き散らす行為についてはどうも許容できるものではない、というのが当業界の大勢を占める意見です。原発事故に起因する放射性廃棄物の最終処分について県外搬出を定めているように、処理水についても同じように県内での処理を回避すべきという最低限の配慮があってしかるべきです。昨年十月に松井大阪市長が処理水の大阪湾での放出処理受入れを表明し、吉村大阪府知事がそれに同調したという事例があるので、他の都道府県で受け入れ先がない訳ではありません。受け入れ先を丁寧に探すのも国の責務でありましょう。

しかし意見書には敷地外移送に際しての時間やコスト、手間や法の壁があることを理由に、否定的な立場である記述となっています。それに加え、俯瞰してこの様子を見ますれば、福島の不要なものを他所に押しつける行為だと感じられるもので、福島県外の世論からすると、福島の評価を下げる行為であるとも感じます。旅館ホテルは全ての都道府県に存するものであり、福島のつらさを他所に押しつけることは信義に反します。よって、処理水については、至極残念ではございますが、福島県内に於いて処分するのが最も道義的な選択ではないかと思慮いたします。

そして、地層注入、地下埋設、海洋放出、水蒸気、水素放出の5案について、意見書では、技術的な見地から実績のある水蒸気放出及び海洋放出が現実的な選択肢であるとまとめられています。この二択で考察した場合、水蒸気による大気中への放出は、原発事故による放射能の拡散と同じように受け止められかねず、福島県内全域はもとより他県にまで影響が出てしまうことが想定されます。観光的な影響が比較的狭い地域に抑えられる海洋放出を選択することが、我々旅館ホテル業界にとっては総じて最も損失の少ない処分案であると考え、組合の総意として申し上げます。

尚、繰り返しになりますが、この海洋放出による直接的な影響は、風評被害ではなく実害であり、それはその処分が終了するまで続くものになります。海に人が集まることで成り立つ業態、あるいは海産物があることで成り立つ業態等々の、海が存することでその価値を生み出してきたホテル旅館につき、国はしっかりと個別に意見を聞き、補償などの対応を厳にとっていただくよう重ねてお願いするものです。

以上、福島県旅館ホテル生活衛生同業組合としての提言とさせていただきます。